

平成31年度(2019年度)第1回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成31年4月10日(水)
2. 招集の場所 長洲町役場 3階(中会議室)
3. 開 会 平成31年4月10日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

会長	1番	濱北 圭右			
会長職務代理者	2番	増岡 美知子			
委員	3番	土山 秋吉	4番	中嶋 英徳	6番 濱崎 伸二
	7番	嶋田 正忠	8番	大淵 一弘	9番 島川 俊昭
	10番	石井 博俊			
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

腹赤区域	中村 建治	楠田 源志	池上 春男
六栄区域	池上 章	徳永 章	城戸 政治
長洲・清里区域	坂井 隆浩	磯川 伸哉	
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

5番 松野 智子

7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

なし

8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 吉田 泰滋
農業委員会事務局 書記 木原 弘智
9. 提 出 議 案

報告第1号	農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について
報告第2号	許可不要転用届について
議案第1号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第2号	農用地利用集積計画(案)の決定について
	その他

事務局	<p>起立。礼。着席。</p> <p>それでは、ただいまから平成31年度第1回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
濱北会長	<p>初めに、濱北会長よりご挨拶をお願いします。</p> <p>皆さん、改めましておはようございます。</p>
	<p>来月1日から新元号が令和と発表されました。実質は5月1日の0時から使われるそうですが、「令和」という言葉のもとになったのは、日本で最も古い歌集の万葉集にある文章からだそうです。これまでに元号は、中国の古い書物をもとに決めておられたそうですが、日本の書物をもとにしたのは今回が初めてだそうです。今年は非常にいい記念の年になるのではないかと考えております。</p> <p>今回は平成の最後の定例会でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席委員を御報告します。5番松野委員より欠席の届け出の連絡がっております。本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。</p>
	<p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長にお願いします。</p>
濱北会長	<p>わかりました。これより早速、議事に入ります。</p>
	<p>本日の提出議案は、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」、報告第2号「許可不要転用届について」、議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。</p>
	<p>まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に基づき、本日の議事録署名委員は、4番中嶋委員、6番濱崎委員にお願いいたします。</p>
	<p>それでは、議事に入ります。1ページです。</p>
	<p>報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出について」を議題といたします。</p>
	<p>事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による農地の移動の届出がありましたので、次のとおり報告いたします。</p>
	<p>受付番号は4番になります。</p>
	<p>議案書にありますとおり、届出人、届出地の所在、地番、地目、地積については記載のとおりでございます。</p>
	<p>簡単ではございますが、以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p>

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ承認したと認め、報告第1号はこれをもって終わります。次に進みます。2ページです。報告第2号「許可不要転用届について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第2号、許可不要転用届がありましたので、次のとおり報告いたします。受付番号は8番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については議案書に記載のとおりです。なお、備考に許可不要規定を記載しておりますので御確認ください。

こちらについては、平成30年11月12日開催の平成30年度第8回長洲町農業委員会定例会で、今回の申請地を含めました許可不要届を報告しております。今回その一部で作業がまだ終了していないということで、工期の延長に伴い届出がっております。

申請理由につきましては議案書に記載のとおりで、特別高圧送電線の張りかえ工事に伴い工事用地として使用するものでございます。

用地の使用につきましては、マット等を敷設し機材を設置することです。また、工事終了後は原形復旧し返地をすることです。あわせて農地所有者及び耕作者からの工事承諾書が添付されております。

なお、新たな工期につきましては、平成31年4月1日から令和2年3月31日となっております。また、説明資料1ページと2ページに、大まかですけれども設置予定地の概要図を載せております。参考にさせていただきたいと思っております。

以上で、報告第2号の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございますか。

なければ、承認したと認めてよろしゅうございますか。

—はい の声有—

濱北会長

ありがとうございます。報告第2号を終わります。

次に進みます。3ページです。議案第1号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案第1号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出いたします。

議案書の3ページ、受付番号33番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については議案書に記載のとおりです。

申請地については、4ページと5ページに字図等を載せております。

金魚と鯉の郷広場西側になります。

許可基準等について御説明いたします。説明資料の3ページと4ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため贈与による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可になります。

資力につきましては、金融機関からの仮審査結果通知による融資金額が事業費を超過しているため適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和元年の5月15日より着工予定、令和元年12月31日完成予定ということで適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は既に平坦な土地であり、特段の造成工事の予定はなく、平屋建てであり境界から離して建築するという事です。よりまして、土砂流出や日照、通風等で近隣農地への影響はないということでございます。また、万が一、被害等発生した場合は、責任を持って対応するという事でございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については、ためますに集約後に道路側溝へ放流ということでございます。

以上、受付番号33番の説明を終わらせていただきます。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員6番の濱崎委員にお願いいたします。

濱崎委員

6番濱崎です。

周辺は太陽光など農地は広がっておらず、隣りに麦を作っているところがあるぐらいでした。問題ないと思います。審議をお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の磯川推進委員に御意見を伺います。

磯川推進委員

推進委員の磯川です。

今の説明のとおり、現場は第三種農地でもありますし、道に面しておりますので何ら問題はないと思います。審議のほどよろしくお願います。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますか。

濱北会長

—ありません の声有—

ありがとうございます。なければ農業委員の方の賛成の挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号33番は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局

次に進みます。6ページです。議案第2号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第2号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。

今回の申請につきましては、7ページが総括表となり、2019年の期間ごとの総括になります。

8ページが今回の所有権移転の一覧になります。現在の耕作面積に今回の移転面積を合わせまして、今後の経営面積となっております。詳細につきましては9ページになります。所有権移転が1件3筆、2,827㎡となっております。

濱北会長

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について、何か質問、御意見等はございませんか。

濱北会長

—ありません の声有—

ありがとうございました。なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

濱北会長

—賛成者挙手—

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。

委員の皆さんか推進委員の方から、何かその他の件で質問等はございませんか。

土山委員

増岡さん東京の話ば。

増岡委員

農業委員会玉名地方女性の会が女性登用・組織参画部門で経営局長賞を受賞しましたので、受賞式に行ってきました。

他に熊本県から、女性地域社会参画部門で農林水産大臣賞を受賞された方がおられました。

女性登用・組織参画部門での農林水産大臣賞は鹿児島県の組織でした。

私たちはアワード部門で、農林水産大臣賞を受賞された方の事例紹介がありまして、もう一つ、コンペ部門がありこちらは、プレゼンテーションを行い、その場で賞が決定されました。

プレゼンテーションでは、ビルの中で野菜を育てるやり方とか、人

手不足だから機械で収穫する。また、九州地方の豪雨によって壊滅的な被害を受けたところで島ラッキョウを植えて頑張っているところとか、いろいろなものこれから先の農業の未来を考えた取り組み事例を聞いてきました。「ああ、こんな農業の仕方をしているんだ」というのが勉強になりました。

それともう一つ、東日本大震災で被害に遭われた福島の方ですが、放射能被害の風評被害に向き合いながら、お父さんが農家をしていて娘さんが代表となりいろいろやって、ものすごいたくさん人呼んで、体験型で「安心できるんですよ」とPRして、ものすごく農業に貢献したんゆうんで表彰されておりましたけれども、若くても、年配の方も、いろいろな人があらゆる部門での表彰がありました。

地域の人と顔見知りになったり、何が問題なのか、どのようにしたら生き残れるのかをいろいろなところで考えていて、こんな田舎で何ができるのだろうと思いつつ話を聞いてきました。

以上、終わります。

ありがとうございました。ほかにございますか。

—ありません— の声有—

ほかになければ事務局のほうから何かございませんか。

濱北会長

濱北会長

(その他事務局説明)

1. 農業委員活動記録セットについて
2. 農地集積・集約化に向けた活動について
3. 農地利用状況調査について

濱北会長

事務局

それではほかにないようですから、これをもちまして平成31年度第1回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

起立。礼。

閉会（終了 午前10時36分）

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 印

署名委員 印

署名委員 印